

滋賀県立

聴覚障害者センター

だより



—107号—

発行日／令和4年10月10日

発行所／草津市大路2丁目11-33

TEL 077-561-6111

FAX 077-565-6101

HP <https://shigajou.or.jp>

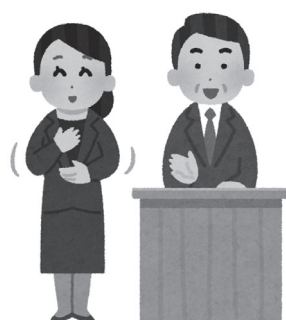
『手話通訳者』を目指して

頑張っています!!

今年度の手話通訳者養成講座は、通訳Ⅰ講座を当センターにて、通訳ⅡⅢ講座をキラリエ草津にて実施しています。通訳Ⅰ講座は2コースあり、(火)夜コース8名、(水)昼コース8名が受講しています。来年3月には到達度試験を受け、合格者は次年度に通訳ⅡⅢへ進みます。今年度の通訳ⅡⅢ講座は1回に2講座約3時間を受講する内容となっており、8名が受講しています。10月に修了した後は12月の手話通訳者全国統一試験に挑みます。

手話通訳者になるため、県事業として通訳Ⅰ・ⅡⅢの2年間をかけて養成されますが、この2年間の基礎となるのが市町事業の手話奉仕員養成講座です。入門編・基礎編の2年間で手話や聴覚障害等について学んだ技術や知識をベースにして、手話通訳者に必要な通訳技術や専門知識を身につけていきます。

まもなく通訳ⅡⅢ講座は閉講しますが、手話奉仕員養成から学習を積み重ねてこられた皆さんの統一試験合格を心から応援したいと思います。



北村勝さんからプレゼント



所長就任を祝って 北村勝さんと中西所長

米原市の北村勝さんよりより素敵なプレゼントをいただきました。このようにろう者に祝っていただけのこととはとても嬉しいことです。いただいたプレゼントと共に、記念写真を撮りました。センターの事務室に飾っておりますので、ぜひ観にしてください。心より感謝申し上げます。

★手話啓発講座★

聴覚障害者への理解を広めるために、行政をはじめ、職場での手話研修や小・中学校など教育機関の手話体験講座などを実施し、事業所、教育機関などの要望に応じ、講師を派遣しています。

例えば、「子どもたちに手話を体験させて、コミュニケーションの大切さを学んで欲しい」「きこえない、きこえにくい人が窓口に来たら、どう対応したらいいのか」「事業者には、きこえない人が入社したので、あいさつなどの手話、接し方を学びたい」など、さまざまな要望が来ています。

障害者差別解消法の制定により、聴覚障害者への合理的配慮のために、職場の研修で、「手話言語とは何か」や「聴覚障害者への接し方、コミュニケーション」などを学ぶ事業所が増えていることは喜ばしいことです。

「聞こえない人に出会ったときはどう話したらいいか」「まず聞こえない人と実際に話してみたい」という方や研修・講演会など、企画を考えている方は、お気軽にセンターまでにご連絡、ご相談ください。お待ちしております。

やつと開催！登録要約筆記者研修



8月28日（日）に滋賀県立聴覚障害者センターにて登録要約筆記者研修会を開催しました。聴覚障害者に関わる規則や条例などを学ぶ」とのテーマで、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課より課長補佐の永井厚子氏にお話いただき、19名が参加しました。聴覚障害者に関わる上で、規則や条例を学ぶこ

とは要約筆記者の知識として大切なことです。しかしながらコロナ禍でここ2、3年、対面・集合型の研修は開催できませんでした。その間にも、国の法律や、県の条例にも動きがあります。今回の研修では聴覚障害者に関わる規則や条例など学び、知識を深めることを目的としました。

障害者差別解消法の概要、合理的配慮とは何か、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について、障害のとらえ方、相談体制や相談の具体的事例、他の法制度の紹介と障害の特性などをわかりやすくお話いただきました。参加者からも「理解が深まった」「他の障害特性についても知る事ができた」等、好評でした。

次は障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法についても学ぶ機会を設けられたらと考えています。

専任手話通訳者と行政職員で参加

～情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について学ぶ～



9月7日（水）にキラリエ草津にて、滋賀県専任手話通訳者協議会の研修会が開催されました。講師は、全日本ろうあ連盟の情報コミュニケーション委員会委員長である中西久美子氏にお話いただきました。今回は行政職員の方にも案内し、会場だけでなく、Zoomも併用して、より多くの方に参加いただくことができました。参加者は会場14名、オンライン19名でした。

アイラブコミュニケーション運動から情報アクセシビリティ・コミュニケーション法が制定されるまでの、活動の歩みを改めて学ぶことができました。法律

の基本理念としては、本人が障害の種類・程度に応じた情報取得の手段を選択できるようにすること。地域格差がないこと。障害の有無に関わらず同じ情報を時間差なく取得できるようにすること。地域の当事者のニーズを引き出し、各市町の施策の展開にどうつなぐことができるのか。地域格差のないように、専任協議会の場で情報交換をしながら、専任通訳者だからできることを考えてほしいとの、講師の熱いお話でした。

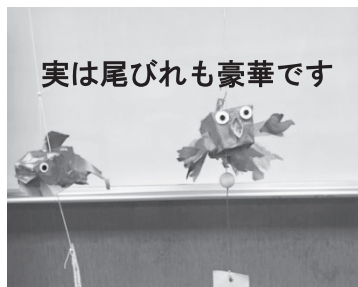
参加者からは、「今までのろうあ連盟を中心とした運動を振り返ることができた」「法律ができたことを喜ぶだけでなく、抱える課題に対して取り組んでいきたい」等、誰一人取り残さない社会の実現のために専門職として私たちにできることは何かを考える機会となりました。

聴覚障害児及び保護者サポーター事業

「夏休み企画」

夏休みいっしょに遊ぶプログラム／保護者の手話教室

学校が夏休みの間の聴覚障害児の過ごし場の場として、8月2・5・6日「夏休み企画」を実施しました。2日は涼しく泳ぐ金魚を作ろう」と題して、ろうあ協会の岩地政隆さんに作り方を教わりました。型に好きな色柄の折り紙を貼って、個性あふれる彩りの金魚ができました。5日午前中は「ダンボールで遊ぼう」。思い思いにダンボールを使って好きなものを作りしました。5日午後から6日は「お祭りを作ろう」と題して、子どもたち自身でお祭りの出し物を決めて、話し合ったお祭りの店を作り、最終日の午後に家族や兄弟も参加してのお祭りを楽しみました。



実は尾びれも豪華です

できあがったお店は「太鼓コーナー」「宝釣り」「かき氷屋さん」「すごろく」「射的」。これに大人参加で

「ぼつとんくじ」など、おやつや小物がもらえるコーナーも加えました。参加した子どもは4名。そのうち3名が難聴学級からでした。みんな初対面でしたが、中には少し年上の同じ難聴のお兄ちゃんに出会えたことをとても喜んでくれたお友達がいました。難聴学級は増えていますが、聞こえにくい仲間の存在を知る大切な場所であることを再確認しました。

この企画では平行して保護者の「手話教室」も2・5日に開催。日ごろの会話に手話を取り入れて「見て分かる」「この大切さを保護者さんに知っていただくのがねらいです。養成講座とはまた違う、親子の会話に特化した実践講座となりました。



簡単には釣れないしくみ♡

聴覚障害者センターの空調機があたらしくなりました！！

エアコンの修繕

滋賀県立聴覚障害者センターは1995年（平成7年）の開所以来27年が経過し、小規模な修繕を行いながら管理運営を続け現在に至っています。

本館に設置された空調機14基は、代替フロンHCF C（R-22）が2020年に生産全廃となったことからメー

カーのサポートが終了し。今後はフロンの使用はあらゆる部品の調達が困難になっていきます。そのため、空調機器の入れ替えを滋賀県に要望してきました。

この夏、入れ替え工事が実現し、真新しい空調機が7月15日より稼働しています。14基すべての交換はなりませんでしたが、1階事務所と1階聴力相談室、1階生活相談室の4基を入れ替えました。



2022年の夏、連日30度を超える猛暑が続きました。快適な環境を整えながらも節電にも心がけていま

す。みなさんに気持ちよく利用していただくため、これからも施設の営繕に努めてまいります。節電のご協力も、引き続きよろしくお願いいたします。



きこえに関するお困りごとはありませんか？ ～きこえの相談～

テレビの音が大きくなった、会話が聞き取りにくいなどきこえに関すること、補聴器に関すること、生活上の不便や悩みがある方はご相談ください。当センターでは言語聴覚士が機器を使って測定をし、数字を示しながらわかりやすい説明を心がけています。

最近の相談ごとでは「使用中の補聴器は私に合っているのか？」「聞こえ具合をどう説明すればよいのかわからない」など、聞こえに関して我慢しながら、またはあきらめ半分で過ごしておられる方が多くおられることがわかりました。相談を受けられることで、病院へ行く前、補聴器店へ行く前の一助になれば幸いです。また、今年度から2代目言語聴覚士が担当しています。従来の聴力測定はもちろんですが、さまざまな相談に対応するため、検査・測定方法も工夫を凝らしているところです。

毎月1回土曜日、当センターまたは他会場で実施(完全予約制)しています。11月会場は「びわこみみの里」、来年1月会場は「米原市役所市民交流エリア」です。

センター行事予定（10月～12月）

10月		11月		12月	
1	子ども事業	1	手話通訳1	3	手話通訳者統一試験 キラリエ
4	要約筆記者養成 手話通訳Ⅰ	2	手話通訳1	4	のびのびサロン
		5	子ども事業	6	手話トレーニング 手話通訳Ⅰ
		8	手話通訳1	7	手話通訳Ⅰ
		9	手話通訳1	10	要約筆記者養成
11	要約筆記者養成 手話通訳Ⅰ			13	手話通訳Ⅰ
12	手話通訳1	12	要約筆記者養成	14	手話通訳Ⅰ
15	手話通訳Ⅲ きこえの相談	15	手話通訳Ⅰ	17	要約筆記者養成 手話指導者養成
22	要約筆記者養成 手話通訳Ⅲ キラリエ	16	手話通訳1 要約筆記トレーニング	20	手話通訳Ⅰ
23	のびのびサロン 登録要約筆記者研修会	19	要約筆記者養成 手話指導者養成	21	手話通訳Ⅰ
25	手話通訳1	22	手話通訳Ⅰ	24	手話トレーニング
26	手話通訳Ⅰ	26	子ども事業 きこえの相談（びわこみみの里）		
29	手話通訳1 手話通訳Ⅲ閉講	29	要約筆記者養成 手話通訳Ⅰ	29日～1月3日	年末年始
		30	手話通訳Ⅰ		

手話通訳Ⅰ 昼コース 水曜日、夜コース 火曜日
予定は変更になる場合があります。

手話通訳1
手話通訳1

タツノオトシゴ

日本は災害大国と呼ばれるくらい、毎年のように災害が起こっています。最近、豪雨や台風14号など多くの災害が起こり、被害が出ている状況があります。皆さん、まだ支援を必要とする人のためにできることを考え、自分の身を守るための対策を考えてみましょう。災害時に怖いのが「パニック状態」になってしまうことです。パニック状態になると、自分がどのような状態にいるのか、どのようなことをするべきなのか、誰に連絡するべきのかなど、正常な判断がしづらくなります。そうならないためにも、まずは『どのような行動をとるべき』なのかを事前に確認やシミュレーションしておくことが大事です。皆さん、防災訓練や避難訓練やシンポジウムに積極的に参加しましょう。

(K・N)